

2025. 7. 17 第63回口頭弁論期日後の記者会見要旨

本日は、第63回口頭弁論期日でした。前回の5月15日の期日から約2か月が経ちました。

参議院議員選挙の最中ですが、政府が今年2月にエネルギー基本計画を大改訂し、原子力について「依存度低減」から「必要な規模を持続的に活用する」とした重大な政策転換については、選挙の大きな論点にはなっていないようです。残念でなりません。政府は、原発は経済的だと説明していますが、嘘です。原発は経済的ではありません。本当に経済的なエネルギーは何なのかの議論を選挙戦で戦わせてもらいたかったと思います。60年を超えての原発の運転は世界で例がないものです。60年を超える原発が安全なのかどうかも、国民に分かりやすく討論してもらいたいものです。原発の根本的な問題である、使用済み燃料や放射性廃棄物の処理については、何の方策もありません。根本的な問題に目をつむり、原発を動かし続けようとしていていいのでしょうか。

ところで、浜岡原発の周辺3市（掛川、菊川、牧之原）の今年の市民意識調査の結果が最近公表されました。3市とも、「安全が確認できれば稼働」という回答が4割を超えたといえます。「停止しておいた方がよい」という趣旨の回答を上回ったということです。市民の意識の変化は、電気料金の高騰などの影響もあるでしょうが、浜岡原発の再稼働についての切迫感が市民にないからではないかと思います。そして、「安全が確認できれば」ということの意味を市民がどのように考えているか、そこも大きな問題だと思います。原発の安全は、誰が判断するのでしょうか。規制委員会が「安全」だと判断することはありえないということを、市民は、知らないのではないのでしょうか。規制委員会は、その原発が、自らが作った基準に合致しているという判断をすることはあっても、原発が「安全」だという判断をすることはありません。規制委員会が「安全」と判断することはないということを理解したうえで、「安全が確認できれば稼働」ということを選択する人はいるのでしょうか。結局、「安全が確認できない」ということで、「停止し続ける」しかないという結論になるのではないのでしょうか。

井戸謙一さんと樋口英明さんという二人の元裁判官の対談が「司法が原発を止める」という本になっています。その本の内容を、私なりに整理してみました。次のようなことが語られていました。

福島第一原発の事故は、大災害だった。しかし、偶然が重なったことであれだけの被害で済んだ。東日本が壊滅していても不思議ではなかった。あの悲惨事の原因は停電しただけだった。停電しただけで原子炉が暴走してしまった。原発は人がコントロールをし続けられないといけないものだ。福島では16万人以上の方が避難せざるを得なかった。原発の事故が起きれば、その被害はけた外れだ。放射線被曝は恐ろしい。原発は、地震に弱い、特に配電や配管がネックだ。昔の規制基準も今の規制基準も、原発の敷地毎に、将来起こる最大の地震動が予知・予測できるという前提に立っているが、そのような予知・予測はできない。だから、規制基準に適合していても、原発は「安全」とは言えないのだ。2022年6月17日の最高裁判決はおかしい。三浦守裁判官の少数意見が真つ当だ。

すごく、シンプルな考え方です。そして、当然のことを言っているものです。

さて、今回の期日で、中部電力は、準備書面52、53を提出しました。準備書面52で、津波対策についての主張です。これから精査しますが、計算する度に想定津波高が高くなってきました。結局のところ、想定津波高は、信頼できないものだということになるのではないのでしょうか。将来、敷地を襲う地震動がどのくらいになるかが科学的に予想できないのですから、津波高も予想できないのではないのでしょうか。事故が起きてから「想定外」だったと言えれば済むと思っているのでしょうか。

素直に、地震について正確な予想はできないのだから、将来襲ってくる津波高の予想もできないと認めるべきではないのでしょうか。

規制委員会の審査に通ってしまえばいいというような安易な考え方は絶対に止めてもらわなければなりません。

弁護士 鈴木 敏 弘